「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略) | (略) |
| 削る | 第1 改正の趣旨 背根神経節を含む牛のせき柱については「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との食品健康影響評価の結果が、平成 15年11月21日に食品安全委員会より示されたところである。 現在、肥料については、特定部位(牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第2項に規定する特定部位をいう。以下同じ。)についてはと畜場における焼却が義務付けられていることを前提として、牛海綿状脳症のまん延防止を図るためのリスク管理措置を講じている。 しかしながら、牛のせき柱については、これまでの特定部位と異なり、と畜場での焼却が義務付けられていないことから、牛のせき柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置を講じる必要がある。 このため、肥料について、肥料の原料に牛のせき柱及び死亡牛に由来するものを含むことを禁止し、これらが含まれていない製造工程で製造されていることについての農林水産大臣の確認制度の導入等を行うこととし、昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等の指定。以下「特殊肥料指定告示」という。)、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件。以下「公定規格告示」という。)、平成12年8月31日農林水産省告示第1163号(特殊肥料の品質表示基準)、昭和59年3月16日農林水産省告示第698号(肥 |

削る

料取締法施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件)及び昭和59年3月16日農林水産省告示第700号(肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件)について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の概要

- 1 蒸製骨及び肉かすで粉末にしないもの並びに骨炭粉末、骨灰、にかわかす及びたい肥については、牛の部位(肉(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、皮、毛、角、蹄及び臓器(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。)を除く。以下同じ。)を原料とする場合にあっては、牛のせき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ(図参照)。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない牛の部位(以下「せき柱等」という。)が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限り、特殊肥料とすることとされた。
- 2 副産窒素肥料、液体りん酸肥料、副産りん酸肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角骨粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料、熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、吸着複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、家庭園芸用複合肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料並びに水産副産物発酵肥料の公定規格として、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであることが追加された。
- 3 <u>たい肥の品質表示基準として、せき柱等が混合しないものとして</u> 農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料について

第1 農林水産大臣による製造工程の確認について

- 1 対象となる肥料について
- (1)農林水産大臣の確認を受ける製造工程について

肉(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、骨(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨(肉骨粉の原料に限る。)に限る。)、皮、毛、角、蹄及び臓器(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。)を原料とする肥料の製造工程は、特殊肥料指定告示の1の(イ)若しくは(ロ)又は公定規格告示の1の(2)の表、2の(2)の表、4の(1)若しくは(2)の表、5の(1)から(3)までの表若しくは12の表その他の制限事項の欄に規定する農林水産大臣の確認(以下「大臣確認」という。)の対象から除かれている。

他方、牛の肉、骨及び臓器のうち、食肉加工場等の食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さを原料とする肥料の製造工程は、大臣確認を要することとなる。

(2) 大臣確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料について

大臣確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造業者は、牛の部位(肉(食用に供された後に、又は食用に供さ

は、その旨を記載することとされた。

- 4 登録申請書に生産工程の概要の記載を要する普通肥料の種類として、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角骨粉、乾血及びその粉末、生骨粉並びに蒸製骨粉を追加することとされた。
- 5 せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された肥料を含む普通肥料については、保証票に原料の種類として、当該肥料を記載することとされた。

第3 農林水産大臣の確認について

- 1 対象となる肥料について
- (1)農林水産大臣の確認を受ける製造工程について

肉(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、皮、毛、角、蹄及び臓器(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。)を原料とする肥料の製造工程は、特殊肥料指定告示の1の(イ)若しくは(ロ)又は公定規格告示の1の(2)の表、2の(2)の表、4の(1)若しくは(2)の表、5の(1)から(3)までの表若しくは12の表に規定する農林水産大臣の確認(以下「大臣確認」という。)の対象から除かれている。

<u>なお</u>、牛の肉及び臓器のうち、食肉加工場等の食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さを原料とする肥料の製造工程は、大臣確認を要することとなる。

(2) 大臣確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料について

大臣確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造業者は、大臣確認を受けた工程で製造された肥料の製造事業場

れずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、骨 (食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として 使用される食品である骨(肉骨粉の原料に限る。)に限る。)、 皮、毛、角、蹄及び臓器(食用に供された後に、又は食用に供され ずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。)を除 く。以下同じ。)を原料とする肥料について、以下の肥料のみを 原料とする場合に限り、大臣確認を受けた工程で製造された肥料 を原料とする肥料の製造工程については、大臣確認を要さないも のとする。

大臣確認を受けた工程で製造された肥料の製造事業場から、大 臣確認を受けた工程で製造され、かつ、別紙基準1の3の(2) で定める肥料原料供給管理票又は別紙基準2の3の(2)の肥料 原料供給管理票が携行されている牛の部位を原料とする肥料。

(3) 牛の部位を原料とする肥料の輸入について

牛の部位を原料とする肥料の輸入業者は、当該肥料の輸入に当たっては、原料に特定部位及び脊柱(肉骨粉以外の原料とする場合にあっては、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除き、肉骨粉の原料とする場合にあっては、牛(月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。)を除く。)の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎横突起、頸椎球突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、加骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)をいう。以下同じ。)が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写し(以下「輸出国証明書」という。)を特殊肥料の輸入業者届出書、普通肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書に添付するものとする。

また、輸入した牛の部位を原料とする肥料を肥料の製造業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付する

から、大臣確認を受けた工程で製造され、別紙の3の(2)で定 める肥料原料供給管理票が携行されている牛の部位を原料とする 肥料のみを受け入れる場合に限り、大臣確認を受けた工程で製造 された肥料を原料とする肥料の製造工程については、大臣確認を 要さないものとする。

(3) 牛の部位を原料とする肥料の輸入について

牛の部位を原料とする肥料の輸入業者は、当該肥料の輸入に当たっては、原料に特定部位及び<u>せき柱</u>が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写し(以下「輸出国証明書」という。)を特殊肥料の輸入業者届出書、普通肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書に添付するものとする。

また、輸入した牛の部位を原料とする肥料を肥料の製造業者に 出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付する ものとする。

なお、肥料の輸入業者は、輸出国証明書を確認することのほか、 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)等の関係法令に 照らし、輸入する肥料が輸入可能なものであることを確認するも のとする。 ものとする。

なお、肥料の輸入業者は、輸出国証明書を確認することのほか、 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)等の関係法令に 照らし、輸入する肥料が輸入可能なものであることを確認するも のとする。

(4) と 音場法第14条の検査を経ていない牛について

牛の部位を原料とする肥料の製造工程に<u>おいて、その</u>部位が混合されてはならないとされている「と畜場法第14条の検査を経ていない牛」とは、農家でへい死した牛など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経ていない牛をいう。このような牛は、頭部、<u>脊髄</u>等の特定部位を完全に除去することが困難であり、また、<u>脊柱</u>も含まれることから、当該牛の部位を肥料の原料として利用することを禁止したものである。

- 2 製造工程の確認手続について
- (1) 大臣確認 (第1の3に規定する変更の確認を除く。) を受けようとする牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、別記様式第1号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して確認申請を行うものとする。
- (2)(1)の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が 肉骨粉以外のものにあっては別紙基準1の「牛の部位を原料とす る肥料(肉骨粉を除く。)の製造工程に関する基準」、肉骨粉に あっては別紙基準2の「牛の部位を原料とする肉骨粉の製造工程 に関する基準」(以下「製造基準」という。)に適合しているか どうかについて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者 に通知する。
- (3) 大臣確認を受けた牛の部位を原料とする肥料の製造業者(以下「確認製造業者」という。) は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2) の通知に

(4) と畜場法第14条の検査を経ていない牛について

牛の部位を原料とする肥料の製造工程に<u>その</u>部位が混合されてはならないとされている「と畜場法第14条の検査を経ていない牛」とは、農家でへい死した牛など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経ていない牛をいう。このような牛は、頭部、<u>せき髄</u>等の特定部位を完全に除去することが困難であり、また、<u>せき柱</u>も含まれることから、肥料の原料として利用することを禁止したものである。

- 2 製造工程の確認手続について
- (1) 大臣確認 (<u>第3</u>の3に規定する変更の確認を除く。) を受けようとする牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、別記様式第1 号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して確認申請を行うものとする。
- (2)(1)の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が<u>別</u> <u>紙の牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準</u>(以下「製造基準」という。)に適合しているかどうかについて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。
- (3) 大臣確認を受けた牛の部位を原料とする肥料の製造業者(以下「確認製造業者」という。) は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2)の通知に

係る確認書(以下「確認書」という。)をセンターを経由して<u>農</u> 林水産大臣に返納するものとする。

- 3 製造工程の変更確認の手続について
- (1) 製造工程の変更

ア 確認製造業者は、<u>その</u>大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、センターを経由して<u>農林水産大臣に</u>変更確認申請を行うものとする。

イ・ウ (略)

(2) • (3) (略)

第2・第3 (略)

第4 普通肥料の登録申請等について

確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程により牛の部位を原料とする普通肥料を製造する事業場にあっては牛の部位を原料とする肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあっては大臣確認を受けた製造工程により製造された原料となる肥料を製造する事業場から供給される製品に対して携行されることとされている肥料原料供給管理票の写し又は原料となる肥料の輸出国証明書を、それぞれ肥料取締法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は肥料取締法第12条第1項若しくは第2項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請の際に提出するものとする。

なお、牛の部位を原料とする普通肥料は、平成16年5月1日以降、大臣確認を受けた工程により製造されたものでない場合は、生産の登録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新はできない。

係る確認書(以下「確認書」という。)をセンターを経由して<u>返</u>納させるものとする。

- 3 製造工程の変更確認の手続について
- (1) 製造工程の変更

ア 確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程を変更しようと する場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号に より、センターを経由して変更確認申請を行うものとする。

イ・ウ (略)

(2) • (3) (略)

第4・第5 (略)

第6 普通肥料の登録申請等について

確認製造業者は、大臣確認を受けた製造工程により牛の部位を原料とする普通肥料を製造する事業場にあっては牛の部位を原料とする肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあっては大臣確認を受けた製造工程により製造された原料となる肥料を製造する事業場により製品に対して携行される肥料原料供給管理票の写し又は原料となる肥料の輸出国証明書を、それぞれ肥料取締法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は肥料取締法第12条第1項若しくは第2項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請の際に提出するものとする。

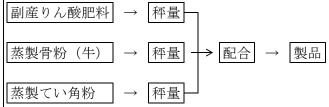
なお、牛の部位を原料とする普通肥料は、平成16年5月1日以降、大臣確認を受けた工程により製造されたものでない場合は、生産の登録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新はできない。

第5 肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は肥料の登録若しくは仮 | 第7 肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は肥料の登録若しくは仮 登録の有効期間の更新申請書における生産工程の概要の記載につい

牛の部位を原料とする普通肥料の製造業者は、普通肥料の登録若 しくは仮登録を申請し、又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新 を申請する場合、その申請書に記載する生産工程の概要において、 確認製造業者の氏名又は名称及び事業場の名称等を次の記載例によ り記載することとする。

1 大臣確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合 |原骨(牛)|→|蒸製処理|→|乾燥|→|粉砕|→|計量・袋詰 |→|製品

- 備考:○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○ 事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農 林水産大臣の確認を受けている。
- 2 輸入された副産りん酸肥料及び大臣確認を受けた工程により製造 された蒸製骨粉を原料として配合肥料を製造する場合



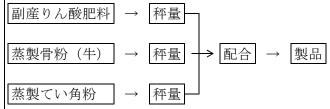
備考:1 副産りん酸肥料は、原料に牛の特定部位(頭部(舌及び頬 肉を除く。)、脊髄及び回腸(盲腸との接続部分から2メー トルまでの部分に限る。)をいう。)及び脊柱が含まれてい ないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病に かかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについ て、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

登録の有効期間の更新申請書における生産工程の概要の記載につい

牛の部位を原料とする普通肥料の製造業者は、普通肥料の登録若 しくは仮登録を申請し、又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新 を申請する場合、その申請書に記載する生産工程の概要において、 確認製造業者の氏名又は名称及び事業場の名称等を次の記載例によ り記載することとする。

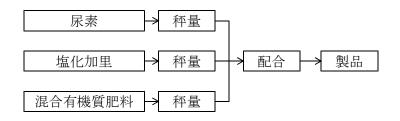
1 大臣確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合 |原骨(牛)|→|蒸製処理|→|乾燥|→|粉砕|→|計量・袋詰 |→ |製品

- 備考:○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○ 事業場は、製造工程においてせき柱等が混合しないことについて 農林水産大臣の確認を受けている。
- 2 輸入された副産りん酸肥料及び大臣確認を受けた工程により製造 された蒸製骨粉を原料として配合肥料を製造する場合



備考:1 副産りん酸肥料は、原料に牛の特定部位(頭部(舌及び頬 肉を除く。)、せき髄及び回腸(盲腸との接続部分から2メー トルまでの部分に限る。)をいう。)及びせき柱が含まれてい ないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病に かかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについ て、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

- 2 蒸製骨粉は、○会社○事業場で製造されたものである。(○ 年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社 ○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことにつ いて農林水産大臣の確認を受けている。)
- 3 大臣確認を受けた工程により製造された蒸製骨粉を原料とする混 合有機質肥料を原料とする配合肥料を製造する場合



備考:混合有機質肥料は、○会社○事業場で製造された蒸製骨粉(○ 年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社○事 業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林 水産大臣の確認を受けている。) を原料とするものである。

第6~第8 (略)

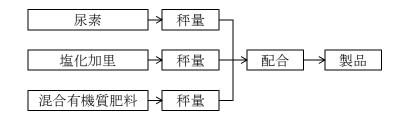
(別紙基準1)

牛の部位を原料とする肥料(肉骨粉を除く。)の製造工程に関する基 | 牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準

- 1 原料受入れに係る基準
- (1) 収集先

肥料の原料として用いる牛の部位は、別添1の「牛の部位を原 料とする肥料(肉骨粉を除く。)の製造業者による原料収集先の

- 2 蒸製骨粉は、○会社○事業場で製造されたものである。(○ 年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社 ○事業場は、製造工程においてせき柱等が混合しないことに ついて農林水産大臣の確認を受けている。)
- 3 大臣確認を受けた工程により製造された蒸製骨粉を原料とする混 合有機質肥料を原料とする配合肥料を製造する場合



備考:混合有機質肥料は、○会社○事業場で製造された蒸製骨粉(○ 年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社○事 業場は、製造工程においてせき柱等が混合しないことについて農 林水産大臣の確認を受けている。) を原料とするものである。

第8~第10 (略)

(別紙)

- 1 原料受入れに係る基準
- (1) 収集先

肥料の原料として用いる牛の部位は、別添の「牛の部位を原料」 とする肥料の製造業者による原料収集先の確認基準」(以下「確 確認基準」(以下「確認基準」という。)の要件を満たす原料収集先からの原料であって原料供給管理票が携行されたもの又は(4)②及び③の契約を締結した者からのもののみを受け入れること。

(2) (略)

(3) 原料受入時の品質管理

原料受入時に、受入れ原料に<u>脊柱</u>及び死亡牛(以下「<u>脊柱等</u>」という。)が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、<u>脊柱等</u>を取り扱わない原料収集先等であって、(4)②及び③の契約を締結したものからの原料であることを確認し、帳簿に記載すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者と①又は②及び③を内容と する契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

- ① 原料収集先等は、確認基準を満たすこと。
- ② 原料収集先等は、脊柱等を受け入れないこと。
- ③ 原料収集先等は、牛の部位を原料とする肥料の製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が牛の部位を原料とする肥料の製場業者に同行できることを認めること。

 $2 \sim 5$ (略)

(別添1)

認基準」という。)の要件を満たす原料収集先からの原料であって原料供給管理票が携行されたもの又は(4)②及び③の契約を締結した者からのもののみを受け入れること。

(2) (略)

(3) 原料受入時の品質管理

原料受入時に、受入れ原料に<u>せき柱</u>及び死亡牛(以下「<u>せき柱</u> 等」という。)が混入していないことを原料供給管理票の記載内 容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認 すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料につい ては、<u>せき柱等</u>を取り扱わない原料収集先等であって、(4)② 及び③の契約を締結したものからの原料であることを確認し、帳 簿に記載すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は8年間保 存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者と①又は②及び③を内容と する契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されて いることを確認すること。

- ① 原料収集先等は、確認基準を満たすこと。
- ② 原料収集先等は、せき柱等を受け入れないこと。
- ③ 原料収集先等は、牛の部位を原料とする肥料の製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、 当該実施状況の確認のために農林水産省又は独立行政法人農林 水産消費安全技術センターの職員が牛の部位を原料とする肥料 の製場業者に同行できることを認めること。

 $2 \sim 5$ (略)

(別添)

牛の部位を原料とする肥料(肉骨粉を除く。)の製造業者による原料 中の部位を原料とする肥料の製造業者による原料収集先の確認基準 収集先の確認基準

- 1 原料となる牛の部位を扱う事業場
- (1) 原料となる牛の部位(以下「副産物原料」という。) は、と畜 場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない 牛の部位及び牛の脊柱(以下「脊柱」という。)と分別されてい ること。
- (2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱が 混入しないよう分別され、保管されていること。
- (3) 脊柱の脱骨が行われている場合は、脊柱の脱骨は、特定の区分 された場所で行われていること。当該特定の場所の作業上容易に **脊柱を投入できる位置に脊柱が入っている旨が明示された専用の** 容器が常設され、脊柱はその容器で保管されていること。
- (4) 副産物原料に脊柱が混入しないための作業マニュアルが備え付 けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、脊柱が混入していないことを (7) の確認責任者により確認した上で、原料供給管理票が発行 されること。
- (6) 副産物原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が携行されて いること。なお、副産物原料を入れる容器は、脊柱を入れる容器 と共用しないこととし、副産物原料と脊柱を混載して出荷する場 合は、脊柱専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱が入っている 旨が明示されていること。
- (7) (8) (略)
- 2 副産物原料の輸送
- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器が脊

- 1 原料となる牛の部位を扱う事業場
- (1) 原料となる牛の部位(以下「副産物原料」という。) は、と畜 場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない 牛の部位及び牛のせき柱(以下「せき柱」という。)と分別され ていること。
- (2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、せき柱 が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (3) せき柱の脱骨が行われている場合は、せき柱の脱骨は、特定の 区分された場所で行われていること。当該特定の場所の作業上容 易にせき柱を投入できる位置にせき柱が入っている旨が明示され た専用の容器が常設され、せき柱はその容器で保管されているこ と。
- (4) 副産物原料にせき柱が混入しないための作業マニュアルが備え 付けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、せき柱が混入していないこと を(7)の確認責任者により確認した上で、原料供給管理票が発 行されること。
- (6) 副産物原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が携行されて いること。なお、副産物原料を入れる容器は、せき柱を入れる容 器と共用しないこととし、副産物原料とせき柱を混載して出荷す る場合は、せき柱専用の気密容器を用い、当該容器にせき柱が入 っている旨が明示されていること。
- (7) (8) (略)
- 2 副産物原料の輸送
- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器がせ

<u>柱</u>を入れる容器と共用されておらず、<u>脊柱</u>が混入しないように輸送されていること。

- (2) <u>脊柱</u>の輸送に当たっては、<u>脊柱</u>が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。
- (3) (略)

(原料供給管理票の記載例)

<u>き柱</u>を入れる容器と共用されておらず、<u>せき柱</u>が混入しないよう に輸送されていること。

- (2) <u>せき柱</u>の輸送に当たっては、<u>せき柱</u>が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。
- (3) (略)

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票

| 副産物原料の供給業者の氏名 又は名称及び住所 | ○○○○株式会社 東京都○○区○○町 |
|---------------------------|-------------------------|
| | 確認責任者の職名・氏名 |
| 製造事業場の名称及び住所 | 〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目 |
| 供給する原料の種類 | <u>牛脊柱</u> 除外済み牛副産物 |
| 出荷年月日 | 平成〇〇年〇月〇日 |
| 出荷数量 | ○○ k g |

原料供給管理票

| 副産物原料の供給業者の氏名 又は名称及び住所 | ○○○○株式会社東京都○○区○○町 |
|---------------------------|----------------------|
| | 確認責任者の職名・氏名 |
| 事業場の名称及び住所 | ○○株式会社○○工場 |
| 供給する原料の種類 | <u>牛せき柱</u> 除外済み牛副産物 |
| 出荷年月日 | 平成○○年○月○日 |
| 出荷数量 | ○○k g |

(注)供給する原料の種類については、<u>牛脊柱</u>が含まれないこと、具体的な由来動物について明記する。

(肥料原料供給管理票の記載例) (略)

(別紙基準2)

牛の部位を原料とする肉骨粉の製造工程に関する基準

1 原料受入れに係る基準

(1) 収集先

肉骨粉の原料として用いる牛の部位は、別添1の「牛の部位を原料とする肉骨粉の生産業者による原料収集先の確認基準」(以下「肉骨粉原料確認基準」という。)の要件を満たし(4)①の一及び三の契約を締結した原料収集先からの原料であって原料供給管理票が付されたもの又は(4)①の二及び三の契約を締結した原料収集先から供給される原料のみを受け入れること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。

(2) 原料の輸送

肉骨粉原料確認基準の2を満たして輸送された原料のみを受け 入れること。

- (3) 原料受入時の品質管理
 - ① 原料受入時に、受入原料に牛(月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。)を除く。)の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、胸骨翼、正中仙骨を及び尾椎を除く。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない牛の部位(以下「脊柱等」という。)が混入していないことを原料供給

(注)供給する原料の種類については、<u>牛せき柱</u>が含まれないこと、 具体的な由来動物について明記する。

(肥料原料供給管理票の記載例) (略)

(新設)

管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の 状況等により確認すること。

- ② また、牛の部位(脊柱等を除く。)の供給を受けている原料 収集先からの原料については、当該原料収集先が脊柱等の供給 を受けていない者であることを確認するとともに、当該原料収 集先と(4)①の二及び三の契約を締結していることを確認し、 帳簿に記載すること。
- ③ 確認した原料供給管理票又は帳簿は8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

- ① 原料収集先(原料収集にかかわる者を含む。)と一又は二のいずれか及び三を内容とする契約を締結すること。
 - 一 原料収集先が、肉骨粉原料確認基準を満たすこと。
 - 二 原料収集先が、脊柱等を受け入れないこと。
 - 三 原料収集先が、牛の部位を原料とする肉骨粉の生産業者の 求めに応じて、契約内容の実施状況を当該生産業者が確認す ることを認めること。また、当該実施状況の確認に農林水産 省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が 同行することを認めること。
- ② 当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

- ① <u>牛の部位を原料とする肥料の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。</u>
- ② 牛の部位を原料とする肥料の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものを混入しないようにすること。
- ③ 牛の部位を原料とする肥料の製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

- ① <u>牛の部位を原料とする肥料の製造に用いた原料の種類及び</u> <u>量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。</u>
- ② ①の帳簿については8年間保存すること。

3 製品出荷に係る基準

- (1) 牛の部位を原料とする肥料の出荷に当たっては、1の要件を満 たす原料以外の原料から製造されたものが混入しないようにする こと。
- (2) 牛の部位を原料とする肥料を肥料原料として肥料の生産業者に 出荷する場合は、「肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に 基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料とし て生産される肥料の摂取を防止するための当該摂取の防止に効果 があると認められる材料又は原料の使用その他必要な措置を行う 方法を定める件(平成25年12月5日農林水産省告示第294 2号)」第2項に係る管理措置を行うこと。その際の肥料原料供 給管理票の記載例は別添3のとおり。
- (3) 牛の部位を原料とする肥料の生産業者は、出荷年月日、出荷先 及び出荷量を帳簿に記載すること。また、当該帳簿その他出荷に 係る記録については、8年間保存すること。
- (4) 原料を管理するための帳簿の記録等の措置が十分に行われていない生産業者等に対しては、原料肥料を出荷しないこと。

4 製品輸送に係る基準

<u>牛の部位を原料とする肥料は専用の輸送容器を用いて輸送するこ</u> と。

5 製造・品質管理者

生の部位を原料とする肥料の生産業者は、製造・品質管理者を設置し、原料の受入れから製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質を実地に管理す

ること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

(別添1)

牛の部位を原料とする肉骨粉の生産業者による原料収集先の確認基準

- 1 原料となる牛の部位を扱う事業場
- (1)原料となる牛の部位(以下「副産物原料」という。)には、牛 (月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経 過した日までのものをいう。)を除く。)の脊柱(背根神経節を 含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、侧骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。 以下「脊柱」という。)及びと畜場法(昭和28年法律第114 号)第14条の検査を経ていない牛の部位(以下「脊柱等」という。)が含まれていないこと。
- (2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等 が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (3) 脊柱の脱骨が行われている場合は、脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。これにより難い場合は、30月齢以下の牛に由来する脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下の牛に由来する脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨作業の前に行われること。当該特定の場所の作業上容易に脊柱を投入できる位置に脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され脊柱はその容器で保管されていること。
- (4) 副産物原料に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え 付けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを (7) の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が交付さ

れること。その際の原料供給管理票の記載例は別添3のとおり。

- (6) 副産物原料を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しない こととし、副産物原料と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱 等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明 示されていること。
- (7)(1)から(6)までの要件を満たしていることを確認する確 認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されている副産物 原料のみが出荷されているとともに、定期的に確認・記録されて いること。

2 副産物原料の輸送

- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる 容器が脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等 が混入しないように輸送されていること。
- (2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示され た専用の気密容器を用い、他の副産物原料を汚染しないように輸 送されていること。
- (3) 輸送車には、原料供給管理票が携行されていること。

(別添2)

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票

<u>副産物原料の供給業者の氏名</u> <u>又は名称及び住所</u>

○○○○株式会社
東京都○○区○○町

確認責任者の職名・氏名

| 製造事業場の名称及び住所 | ○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目 |
|--------------|-------------------------|
| 供給する原料の種類 | 生脊柱除外済み牛副産物 |
| <u>出荷年月日</u> | 平成〇〇年〇月〇日 |
| 出荷数量 | <u>○○ k g</u> |

(注)供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明 記し、牛由来原料を使用する場合は、牛の脊柱が含まれていないこと を明記すること。

(別添3)

(肥料原料供給管理票の記載例)

肥料原料供給管理票

| 原料肥料生産業者の氏名又は 名称及び住所 | ××株式会社 東京都××区××町 |
|-------------------------|---------------------|
| 肥料の種類 | 肉骨粉 |
| 肥料の名称 | 25肉骨粉 |
| | |

| 荷姿、数量 | ○○kgTB袋、2袋 計 ○○kg |
|--------------------------|--------------------------|
| 譲渡又は引渡年月日 | 平成〇〇年〇月〇日 |
| 製造事業場及び保管する施設 の名称及び住所 | ××株式会社××工場 ××県××市××丁目 |
| 出荷の責任者 | 職名・氏名 印 |

| 譲渡等を受けた 生産業者等の氏名又は名称及 び住所 | △△肥料株式会社 東京都△△区△△町 |
|---------------------------------|-----------------------|
| 譲渡又は引渡年月日 | 平成〇〇年〇月〇日 |
| 譲渡等がされた肥料の 使用目的 | 原料肥料として販売 |
| 入荷の責任者 | 職名・氏名 印 |
| 管理措置 | |

(別紙)

| 譲渡又は引渡しを行う生産業 者等の氏名又は名称及び住所 | △△肥料株式会社 東京都△△区△△町 |
|--------------------------------|----------------------------|
| 肥料の種類 | 肉骨粉 |
| 肥料の名称 | 25肉骨粉 |
| 荷姿、数量 | ○○kgTB袋、2袋 計 ○○kg |
| 譲渡又は引渡年月日 | 平成〇〇年〇月〇日 |
| 製造事業場又は肥料を保管す る施設の名称及び住所 | △△肥料株式会社△△工場 ××県××市××丁目 |
| 出荷の責任者 | 職名・氏名 印 |

| <u>譲渡等を受けた</u> 生産業者等の氏名又は名称及 び住所 | □□肥料株式会社□□県□□市□□町 |
|----------------------------------------|---------------------------|
| 譲渡又は引渡年月日 | 平成〇〇年〇月〇日 |
| 譲渡等がされた肥料の 使用目的 | 当社登録肥料の原料として使 <u>用</u> |
| 入荷の責任者 | 職名・氏名 印 |

管理措置

- ・ 摂取を防止する材料を使用
- ・化成肥料等との混合

記入上の注意

- ・太枠上段は、譲渡又は引渡し(以下「譲渡等」という。)を行う生 産業者等が記入すること。
- ・太枠下段は、譲渡等を受けた生産業者等が記入すること。
- ・管理措置を行った生産業者は、管理票の管理措置欄に行った管理措 置を記載し、当該管理票を肥料原料生産業者に送付すること。
- ・譲渡等を受けた肥料を他の生産業者等に譲渡等を行う生産業者等 は、出荷先毎に別紙を作成し、管理票(小分けをした場合はその写 し)に添付して譲渡等を行うこと。

別記様式第1号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記の事業場における製造工程について、

昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等の指定)の1の(イ)又は(ロ)

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の1の(2)の表、2の(2)の表、4の(1)若しくは(2)の表、5の(1)から(3)までの表又は12の表

の規定による確認を求めます。

別記様式第1号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記の事業場における製造工程について、

昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等の指 定)の1の(イ)又は(ロ)

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の1の(2)の表、2の(2)の表、4の(1)若しくは(2)の表、5の(1)から(3)までの表又は12の表

の規定による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類

備考:1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 原料収集先の一覧表(別添)
- (2) 原料収集先と締結した契約書の写し
- (3)製造工程の図面(と畜場法(昭和28年法律第114号) 第14条の検査を経ていない牛の部位又は牛の<u>脊柱</u>を処理 する工程を併設している等の場合にあっては、当該工程と 製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。)
- 2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(別添) (略)

別記様式第2号

農林水産省指令 消安第 号

○○市○区○町○番地

○○会社

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における製造工程に ついては、

昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等の指定)の1の(イ)又は(ロ)

1 事業場の名称

- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類

備考:1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 原料収集先の一覧表 (別添)
- (2) 原料収集先と締結した契約書の写し
- (3)製造工程の図面(と畜場法(昭和28年法律第114号) 第14条の検査を経ていない牛の部位又は牛の<u>せき柱</u>を処 理する工程を併設している等の場合にあっては、当該工程 と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。)

記

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(別添) (略)

別記様式第2号

農林水産省指令 消安第 号

○○市○区○町○番地

○○会社

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における製造工程に ついては、

昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等の指定)の1の(イ)又は(ロ)

に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の1の(2)の表、 2の(2)の表、4の(1)若しくは(2)の表、5の(1)か ら(3)までの表又は12の表に規定する牛の脊柱等が混合しな い製造工程で あることを確認する。

ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類

年 月 日

農林水産大臣 印

別記様式第3号 (略)

別記様式第4号

農林水産省指令 消安第 号

○○市○区○町○番地 ○○会社 代表取締役 〇〇 〇〇

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法 || 昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法 に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の1の(2)の表、 2の(2)の表、4の(1)若しくは(2)の表、5の(1)か ら(3)までの表又は12の表の規定により、申請のとおり確認 する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類

年 月 日

農林水産大臣 印

別記様式第3号 (略)

別記様式第4号

農林水産省指令 消安第 号

○○市○区○町○番地 ○○会社

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記 の事業場における製造工程について、 年 月 日付けで申請のあっ た変更確認については、

昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等の指定)の1の(イ)又は(ロ)

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の1の(2)の表、2の(2)の表、4の(1)若しくは(2)の表、5の(1)から(3)までの表又は12の表に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程であることを確認する。

ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類

年 月 日

農林水産大臣 印

別記様式第5号

製造基準適合確認書返納届

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記 の事業場における製造工程について、 年 月 日付けで申請のあっ た変更確認については、

昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等の指定)の1の(イ)又は(ロ)

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の1の(2)の表、2の(2)の表、4の(1)若しくは(2)の表、5の(1)から(3)までの表又は12の表の規定により、申請のとおり確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類

年 月 日

農林水産大臣 印

別記様式第5号

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)第1の3の(2)の規定により牛の部位を原料とする肥料の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類
- 4 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 5 製造基準を満たすことができなくなった時期

別記様式第6号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)第3の3の(2)の規定により牛の部位を原料とする肥料の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

詣

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 牛の部位を原料とする肥料の種類
- 4 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 5 製造基準を満たすことができなくなった時期

別記様式第6号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)第1の3の(3)の規定に基づき、年月日付けで確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更年月日

備考:1 原料収集先の変更の場合は、添付書類として変更後の原料 収集先の一覧(追加された原料収集先と締結した契約書の写 しを含む。)等変更する事項を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(参考)

1 普通肥料 (汚泥肥料等を除く。) の生産業者保証票の記載例

生產業者保証票

登録番号 生第〇〇〇〇号

肥料の種類 化成肥料

肥料の名称 有機入り高度複合肥料1号

保証成分量(%)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)第3の3の(3)の規定に基づき、年月日付けで確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更年月日

備考:1 原料収集先の変更の場合は、添付書類として変更後の原料 収集先の一覧(追加された原料収集先と締結した契約書の写 しを含む。)等変更する事項を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(参考)

1 普通肥料 (汚泥肥料等を除く。) の生産業者保証票の記載例

生產業者保証票

登録番号 生第○○○○号

肥料の種類 化成肥料

肥料の名称 有機入り高度複合肥料1号

保証成分量(%)

窒素全量15.0内アンモニア性窒素12.0りん酸全量15.0加里全量15.0

原料の種類

(窒素全量を保証又は含有する原料)

尿素、骨粉質類〈蒸製骨粉〉、動物かす粉末類〈肉かす粉末〉

備考:1 窒素全量の量の割合の大きい順である。

2 〈 〉内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。

3 蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。

4 肉かす粉末は、豚に由来するものである。

(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料) 蒸製骨粉

備考:蒸製骨粉は、牛の<u>脊柱等</u>が混合しないものとして農林水産 大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

正味重量 20キログラム 生産した年月 平成16年2月 生産業者の氏名又は名称及び住所

○○化成株式会社

東京都〇〇市〇〇丁目〇番〇号

生産した事業場の名称及び所在地

○○化成株式会社 本社工場 東京都○○市○○丁目○番○号

2 汚泥肥料等の生産業者保証票の記載例

窒素全量15.0内アンモニア性窒素12.0りん酸全量15.0

りん酸全量15.0加里全量15.0

原料の種類

(窒素全量を保証又は含有する原料)

尿素、骨粉質類〈蒸製骨粉〉、動物かす粉末類〈肉かす粉末〉

備考:1 窒素全量の量の割合の大きい順である。

2 〈 〉内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。

3 蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。

4 肉かす粉末は、豚に由来するものである。

(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料) 蒸製骨粉

備考:蒸製骨粉は、牛の<u>せき柱等</u>が混合しないものとして農林水 産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

正味重量 20キログラム

生産した年月 平成16年2月

生産業者の氏名又は名称及び住所

○○化成株式会社

東京都〇〇市〇〇丁目〇番〇号

生産した事業場の名称及び所在地

○○化成株式会社 本社工場 東京都○○市○○丁目○番○号

2 汚泥肥料等の生産業者保証票の記載例

生 産 業 者 保 証 票

登録番号 生第〇〇〇〇号

肥料の種類混合汚泥肥料肥料の名称おでい1号

原料の種類

(原料)

下水汚泥、食品工業汚泥、蒸製骨粉

備考:1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 食品工業汚泥及び蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。

(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料) 食品工業汚泥、蒸製骨粉

備考:1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 食品工業汚泥及び蒸製骨粉は、牛の<u>脊柱等</u>が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において 製造されたものである。

正 味 重 量20キログラム生産した年月平成16年2月生産業者の氏名又は名称及び住所

○○株式会社

東京都〇〇市〇丁目〇番〇号

生産した事業場の名称及び所在地

○○株式会社 ○○工場 東京都○○市○丁目○番○号

生 産 業 者 保 証 票

登録番号生第〇〇〇〇号肥料の種類混合汚泥肥料肥料の名称おでい1号

原料の種類

(原料)

下水汚泥、食品工業汚泥、蒸製骨粉

備考:1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 食品工業汚泥及び蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。

(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料) 食品工業汚泥、蒸製骨粉

備考:1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 食品工業汚泥及び蒸製骨粉は、牛の<u>せき柱等</u>が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

正 味 重 量20キログラム生産した年月平成16年2月生産業者の氏名又は名称及び住所

○○株式会社

東京都〇〇市〇丁目〇番〇号

生産した事業場の名称及び所在地

○○株式会社 ○○工場 東京都○○市○丁目○番○号 主要な成分の含有量(生産した事業場における平均的な測定値)

室素全量 2.5 %

りん酸全量 3.8%

加里全量 3.0 %

炭素窒素比 14

3 特殊肥料の品質表示の記載例

肥料取締法に基づく表示

肥料の種類 たい肥

届出をした都道府県

東京都

表示者の氏名又は名称及び住所

○○畜産センター

東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号

正 味 重 量 20キログラム (30リットル)

生産した年月 平成16年2月

(原料)

牛ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮

備考:1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

主要な成分の含有量(生産した事業場における平均的な測定値)

窒素全量 2.5 %

りん酸全量 3.8%

加里全量 3.0%

炭素窒素比 14

3 特殊肥料の品質表示の記載例

肥料取締法に基づく表示

肥料の名称 牛ふんたい肥1号

肥料の種類 たい肥

届出をした都道府県 東京都

表示者の氏名又は名称及び住所

○○畜産センター

東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号

正 味 重 量 20キログラム (30リットル)

生産した年月 平成16年2月

(原料)

牛ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮

備考:1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

- 2 この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、 家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
- 3 蒸製骨粉は、牛に由来するものである。
- 4 蒸製骨粉は、牛の<u>脊柱等</u>が混合しないものとして農林 水産大臣の確認を受けた工程において製造されたもので ある。

主要な成分の含有量等

窒素全量 1.5 %

りん酸全量 2.7 %

加里全量 2.5%

炭素窒素比 14

- 2 この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、 家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
- 3 蒸製骨粉は、牛に由来するものである。
- 4 蒸製骨粉は、牛の<u>せき柱等</u>が混合しないものとして農 林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたもの である。

主要な成分の含有量等

室素全量 1.5%

りん酸全量 2.7 %

加里全量 2.5%

炭素窒素比 14

附 則(平成25年12月5日付25消安第4266号)

本通知は平成26年1月4日から施行する。ただし、平成25年12月5日農林水産省告示第2939号(肥料取締法の規定に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件)附則第二項の規定により同告示の施行前に行われる大臣確認にあっては、この通知の発出の日から施行する。